

令和 8 年度

柏市ゼロカーボンシティ促進総合補助金

申請手引き

集合住宅用充電設備用



受付期間（先着順）

令和 8 年 5 月 1 日(金)～令和 9 年 2 月 2 6 日(金)

※工事完了後申請

受付窓口 ゼロカーボンシティ推進課（本庁舎 4 階）

TEL 04-7168-0703

E-mail info-zc@city.kashiwa.chiba.jp



▲ホームページ

目次

1	申請者の要件	P. 1
2	補助対象設備の要件	P. 2
3	補助対象経費・補助金額	P. 3～4
4	申請方法	P. 5～6
5	提出書類	P. 7～8
6	リース導入について	P. 9
7	交付決定通知について	P. 10
8	補助金の振込について	P. 10
9	財産処分について	P. 10

1 申請者の要件

要件

● 次のすべての要件を満たすかた

- ☑ 補助対象設備を設置するマンション等のマンション管理組合又は所有者であること。
- ☑ 補助対象設備の設置に当たって、国が実施する補助金の交付決定通知を受けているものであること。

※補助金申請に当たっては「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の交付決定を受け、実績報告をしていることが前提となります。

(住民のみ充電設備を利用可能とする場合であり、上記補助金を併用しない場合を除く)

- ☑ 柏市の市税を滞納していないこと。
- ☑ 補助対象設備の契約者であって、費用の負担及び設備の所有をしていること。

※補助対象設備の設置について契約し、費用の負担及び設備の所有をしている必要があります(リースにより導入した場合も含む)。

※リース契約で導入する場合は「6 リース導入について」(9ページ)を必ず参照してください。

注意事項

! 次のいずれかに該当するかたは、上記の要件を満たしていても補助の対象外となります。

- ☒ 当該マンションで同一の工事について、過去に本補助金を活用して補助を受けた場合。
- ☒ 違法建築物又は既存不適格建築物(建築時には適法に建てられた建築物であって、その後、法令の改正や都市計画変更等によって現行法に対して不適格な部分が生じた建築物)に設置したかた。

2 補助対象設備の要件

補助対象設備の要件

- ☑ 未使用品であること（中古品は対象外）。
- ☑ 補助対象設備の設置が完了していること。
- ☑ **令和8年4月1日（水）以降に補助対象設備の設置工事を着工したもの。**
- ☑ 国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。
- ☑ マンション等へ設置することとし、マンション等に属する駐車場における充電設備として居住者が利用できるものであること。
※住民以外も利用可能とする補助を受ける場合は、マンション等の敷地の外から住民以外も利用できることの記載された案内板を設置していること。
- ☑ 補助対象設備の設置に係る工事が建築物、電気設備、ガス設備及び水道設備に係る関係法令に準拠していること。

3 補助対象経費・補助金額

補助対象経費

補助対象経費	
本体の購入費	<ul style="list-style-type: none"> ●急速充電設備 ●普通充電設備 ●蓄電池付急速充電設備 ●充電用コンセント ●充電用コンセントスタンド

補助金額・上限

区分	補助金額・上限
住民のみ充電設備を利用可能とする場合であり、かつ国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金を併用する場合	<p>設備本体の購入費に係る国が実施する『クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金』の補助金額×1/3</p> <p style="text-align: center;"><u>上限</u></p> <p><u>50万円×設置する充電設備の基数(複数口の充電設備にあつては、その口数)</u></p>
住民のみ充電設備を利用可能とする場合であり、かつ国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金を併用しない場合	<p>設備本体の購入費に係る国が実施する『クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金』の補助金額を基準とし、その基準額の×1/3</p> <p style="text-align: center;"><u>上限</u></p> <p><u>50万円×設置する充電設備の基数(複数口の充電設備にあつては、その口数)</u></p>

<p>住民以外も 充電設備を利用可能な場合</p>	<p>設備本体の購入費に係る国が実施する 『クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金』 の補助金額×<u>2/3</u> <u>上限</u> <u>100万円×設置する充電設備の基数(複数口の充電設備にあつては、その口数)</u></p>
-------------------------------	--

4 申請方法

受付期間

令和8年5月1日（金）～令和9年2月26日（金）

- 補助対象設備の設置工事完了後かつ国が実施する補助金の交付決定後に申請してください。
- 予算の上限に達した時点で受付を終了します。

申請方法

窓口申請	<ul style="list-style-type: none">● 柏市役所ゼロカーボンシティ推進課窓口（本庁舎4階）に持参してください。● 受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです。● 多くの申請書を窓口を持参する場合は、事前にゼロカーボンシティ推進課までご連絡ください。
郵送での申請	<ul style="list-style-type: none">● 郵送記録の残る形（書留等）かつ差出人がわかるようにお送りください（到着確認のお問い合わせはご遠慮ください）。● 郵送による事故等については、市は一切の責任を負いません。● 電話等で内容の聞き取りを行う場合がありますので、書類の控えは必ず保管してください。● 開庁時間外（午後5時15分以降や閉庁日等）に市役所に届いた申請書類は翌開庁日の取扱いとなります。 <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin-top: 10px;"><p style="text-align: center;">郵送先</p><p>〒277-8505 柏市柏5丁目10番1号 柏市役所 柏市ゼロカーボンシティ推進課 宛</p></div>

注意事項

- ⚠ 書類の不足・不備等がなく全て揃った時点で受付となり、全て揃ったかたが優先となります。
- ⚠ 書類に不足・不備等があった場合に、ご連絡することがあります。申請書には必ず日中連絡の取れる連絡先を記入してください。

代行提出

- 申請書類の提出を他者に依頼する場合に、代行提出に係る委任状等は不要です。ただし、以下の事項に注意してください。

- ⚠ 交付申請書は、必ず申請者本人が内容を確認した上で提出してください。
- ⚠ 申請書類の提出を他者に依頼したことによる事故等については、市は一切の責任を負いません。**(代行提出を依頼していた書類が、提出されていなかった等)**

申請期間中に予算の上限に達した場合について

- 予算の上限に達した場合は、市ホームページにてお知らせします。

その他、申請に係る注意事項

- ⚠ 申請書類が全て揃っていない場合や申請書類に不備がある場合は、書類は全て返却し、受け付けは行いません。
- ⚠ 申請の条件等を満たさない場合は、補助金を交付することができません。
- ⚠ 不正に補助金の交付を受けた場合は、補助金を返還していただきます。

5 提出書類

提出書類一覧

- 各様式は当課窓口で配布しているほか、HPからダウンロード可能です。

	必要な書類
①	<p>交付申請書（様式1-7）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 『補助対象経費』及び『交付申請額』を書き損じた場合は新しく書き直してください。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> リース導入の場合はリース導入用の交付申請書（様式1-7-2）を使用してください。</p>
②	<p>市税を滞納していないことを証する書類</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> マンション所有者の場合は申請者本人の納税証明書または非課税証明書の写し（発行一か月以内のもの）を提出してください。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> マンション管理組合の場合であってマンション管理組合が法人格の場合は法人市民税の納税証明書または非課税証明書の写しを提出してください。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> <u>申請書の同意欄で同意する場合は省略可能です。</u></p> <p>※申請者がマンション管理組合であって法人化していない場合は不要です。</p>
③	<p>一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した書類一式</p> <p>※クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の申請をしている場合</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の全ての書類を提出してください。</p> <p>◎ <u>一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類の写し</u></p> <p>◎ <u>一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した実績報告書類一式の写し</u></p> <p>※一般社団法人次世代自動車振興センターへ変更の申請をしている場合は、申請の額の確定書類の写し</p>
④	<p>充電設備の案内板及び周囲の景観が確認できるカラー写真</p> <p>※住民以外も利用可能な場合の補助を受ける場合のみ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> マンション等の敷地の外から撮影し、案内板と周囲の景観が確認できるカラー写真を提出してください。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 写真から案内板の内寸が概ね400mm×400mm以上となっていることを確認します。</p>
⑤	<p>マンション等の管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類及び代表者（所有者）本人確認書類の写し</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 代表者が選定されたことを証する書類は、マンション管理組合の議事録等を提出してください。</p> <p>※申請者がマンション等の所有者である場合は不要です。</p> <p>※申請者がマンション管理組合法人である場合は、<u>マンション管理組合法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）</u>を提出してください。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 代表者（所有者）の本人確認書類は免許証、マイナンバーカード、資格確認書、住民票の写し等を提出してください。</p> <p>※管理組合が法人化している場合も提出が必要です。</p>
⑥	<p>マンション等であることを証する書類</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下のいずれかの書類を提出してください。</p> <p>◎ <u>建築確認通知書</u></p> <p>◎ <u>建築基準法第6条の規定による確認済証</u></p>

	<p>◎賃貸契約書等でマンション等であることが分かる書類 ※登記簿謄本で記載の内容から対象の建物の種類が共同住宅又は長屋であることが確認できる場合は確認書類として提出できます。</p>
	<p>交付請求書（様式5-2）</p>
⑦	<p><input checked="" type="checkbox"/>申請者情報と口座情報のみご記入ください。（日付等は空欄でお願いします。） <input checked="" type="checkbox"/>振込先は、申請者本人の口座に限ります。 <input checked="" type="checkbox"/>交付請求書を書き損じた場合は、新しく書き直してください。 ※リース導入の場合は事業者名で交付請求書を提出してください。</p>
	<p>添付書類チェックリスト（様式6-7）</p>
⑧	<p><input checked="" type="checkbox"/>該当箇所にはすべてチェックの上で必ず提出してください。</p>

リース導入の場合の追加の提出書類	
	<p>交付申請書（リース用）（様式1-7-2）</p>
⑨	<p><input checked="" type="checkbox"/>『補助対象経費』及び『交付申請額』を書き損じた場合は新しく書き直してください。</p>
	<p>貸与料金の算定根拠明細書（様式8）</p>
⑩	<p><input checked="" type="checkbox"/>リース事業者と導入者の連名で作成してください。</p>
	<p>リース事業者の登記事項証明書</p>
⑪	<p><input checked="" type="checkbox"/>以下の書類のいずれかの原本を提出してください。 ◎現在事項全部証明書 ◎履歴事項全部証明書</p>
	<p>リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類</p>
⑫	<p><input checked="" type="checkbox"/>リース事業者の仕入れに係る契約書や経費内訳書等のコピーを提出してください。</p>

注意事項

- ⚠ 提出された書類は返却しませんので、契約書、見積書、領収書等は原本ではなくコピーを提出してください。また、内容確認を行うことがありますので、必ず控えを保管してください。
- ⚠ 様式に記入する際は、記入例を参考に、黒のボールペン（消せるボールペンや鉛筆は不可）で、はっきりと記入してください。

6 リース導入について

- 補助対象設備の導入をリース契約で行う場合は、導入者とリース事業者が共同で申請してください。

要件

- リース契約による導入については次の要件を満たすこととします。

- ☑ 設備を導入する者とリース事業者が共同で補助事業を行うものであること。
- ☑ リース事業者は、設備を導入する者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものであること。

※補助金相当分は必ず月額料金から減額する必要があります。

減額方法の例

リース期間5年、補助金額15万円の場合、毎月のリース料金から2,500円の割引を行う必要があります。(最初の数か月のみリース料金を無料にする、15万円を別途キャッシュバックするといった取扱いは認められません。)

- ☑ リース期間が下表に規定する財産処分制限期間（下表のとおり）以上の契約となっていること又はリース期間終了後に導入者が補助対象設備を購入する契約となっていること。

設備	処分制限期間
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
エコ窓	10年
電気自動車・プラグインハイブリッド車	4年
V2H充放電設備	5年
集合住宅用充電設備	5年

交付決定通知について

- 交付決定通知はリース事業者にのみ送付します。
- リース先（導入者）へは通知しませんので予めご了承ください。

7 交付決定通知について

- 審査終了後、申請者（リース事業者）へ交付決定通知書を送付します。
- 審査は通常3週間前後かかりますが、申請が集中する時期や市税納付期限直後は、さらに1～2週間程度かかることがあります。

※導入者（リース先）へは通知しませんので予めご了承ください。

8 補助金の振込について

- 交付決定通知書を発送後、3週間前後でご指定の口座にご申請いただいた補助金が振り込まれます。
- 振込通知は行いませんので、正しい金額が振込されているか通帳の記帳などによりご確認ください。

9 財産処分について

- 設備ごとに定められた処分制限期間内に、市から補助を受けた設備の処分（廃棄、売買及び取替等）を行う場合は、別途申請書を市に提出する必要があります。
- 詳しくはゼロカーボンシティ推進課までお問い合わせください。

お問い合わせ先等

場所 柏市役所 環境部 ゼロカーボンシティ推進課
〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号 本庁舎4階

TEL 04-7168-0703

E-mail info-zc@city.kashiwa.chiba.jp

市HP <https://www.city.kashiwa.lg.jp/zerocarbon/ecosite/ondanka/shimin/r5ecohouse.html>



▲ホームページ